

議第148号

**県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて**

上記の議案を提出する。

令和2年9月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定に基づき、令和2年度において県の行う次の建設事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額
補助林道事業	長浜市	250,000 <sup>円</sup>
	米原市	2,750,000
	<b>計</b>	<b>3,000,000</b>
県営農道整備事業	彦根市	13,276,000
	<b>計</b>	<b>13,276,000</b>
県営みずすまし事業	東近江市	7,843,000
	<b>計</b>	<b>7,843,000</b>
県営農村振興総合整備事業	長浜市	1,950,000
	<b>計</b>	<b>1,950,000</b>
県営農村地域再生可能エネルギー施設整備事業	長浜市	3,750,000
	<b>計</b>	<b>3,750,000</b>
県営農地防災事業	近江八幡市	15,000,000
	高島市	16,000,000
	<b>計</b>	<b>31,000,000</b>
単独道路改築事業	大津市	69,724,400
	彦根市	6,632,200
	長浜市	31,125,000
	近江八幡市	12,150,000
	草津市	30,000,000

議第148号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額
	守山市	17,260,000 <sup>円</sup>
	栗東市	9,600,000
	甲賀市	20,460,000
	野洲市	4,208,000
	湖南市	3,400,000
	高島市	20,622,000
	東近江市	8,742,450
	米原市	10,650,000
	日野町	10,590,000
	竜王町	2,800,000
	愛荘町	7,650,000
	豊郷町	1,890,000
	甲良町	580,680
	多賀町	5,612,550
	<b>計</b>	<b>273,697,280</b>
補助急傾斜地崩壊対策事業	大津市	13,150,000
	彦根市	550,000
	長浜市	6,325,000
	近江八幡市	12,000,000
	米原市	11,758,550
	多賀町	8,325,000
		<b>計</b>
補助急傾斜地総合流域防災事業	長浜市	8,000,000
	近江八幡市	625,000
	甲賀市	4,500,000
	東近江市	5,027,900
	米原市	100,000
	多賀町	2,825,000
		<b>計</b>
補助都市計画街路事業	大津市	89,354,475
	彦根市	226,982,999
	守山市	103,798,125
	栗東市	12,526,875
	東近江市	87,750,000

事業名	関係市町名	負担すべき金額
	<b>計</b>	<b>520,412,474<sup>円</sup></b>
単独都市計画街路事業	大津市	8,700,000
	彦根市	6,300,000
	守山市	3,600,000
	栗東市	900,000
	甲賀市	1,500,000
	東近江市	3,000,000
	<b>計</b>	<b>24,000,000</b>

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。